

# 「元気いっぱい・笑顔いっぱい」



特別支援教育統括コーディネーター 加賀谷 勝

## 「発達障害のある親の苦悩」

参照『子どもをうまく愛せない親たち』より 著者：橋本 和明

### —— 発達障害のある母親の事例 ——

#### 1 高熱が出ても病院に連れて行かなかった（小4男児の母親のAさん）

Aさんは子どもが出血をしていると、見てすぐ分かるため通院したり、手当てをしたりできる。しかし、わが子が熱を出して、いつもと違う表情に気付かず、顔を触ったり、熱を測ったりすることが分からなかった。決して子どもに無関心でもネグレクトで放置しているわけでもない。

#### 2 子どもを迷子にさせてしまう（5歳男児の母親のSさん）

Sさんは物事を同時に処理することが苦手という特性がある。買い物をしている際、商品に意識が向くと、子どものことに目が行き届かなくなり、結果的に子どもがいなくなり、迷子預かり所にお世話になったり、交番に預けられたりする。そんなことが度重なるため、警察官は親がネグレクトしていると考え、児童相談所に虐待通告をした。

#### 3 子どもがやせても母乳にこだわる（1歳男児の母親のMさん）

育児書を参考に、子どもが2歳まで母乳で育てようとして決めていたMさん。仕事に復帰し始めてから母乳の出が悪くなり、子どもの体重が減りだした。園から「ミルクにしませんか」と提案されたが、全く受け付けなかった。そこで、Mさんが尊敬している産婦人科の女医さんから、「明日からミルクに代えたら」の一言で、翌日からミルクを与えた。

#### 4 強引に離乳食を食べさせる（8か月の女児の母親のBさん）

子どもが離乳食を嫌がって食べなかったので、スプーンごと無理やり娘の口に入れ込んだためにケガをした。Bさんは日課の変更が嫌いで、毎日決まったルーティンをしなくては気が済まないところがあった。子どもがスヤスヤ寝ていても、無理やり起こして食べさせるなど、子どもの気持ちよりも、自分のルーティンを優先していた。

#### 5 私なりに愛情をかけたつもりです（小1女児の母親のKさん）

Kさんはわが子に身体的虐待を与えたため、児童相談所に通告され、「娘さんにもっと愛情をかけてください」と指導を受けた。しかし、虐待はエスカレートした。そこで、六法全書の傷害罪に関する条文を見せて、自分のしている行為を客観的に捉えさせ、それが愛情ではないことを理解できたことで、一切暴力を振るわなくなった。

発達障害のある親の中には、独特の物の見方・捉え方をするため、「子育てには愛情が大切です」という抽象的な助言は苦しめることになります。試行錯誤の連続の中で、自分に合った子育てを見付けられるように、病気への対応、離乳食の与え方、ほめ方や叱り方等、具体的なコツ（愛し方）を分かるように伝える必要があります。子育てとかけまして、お風呂のお湯の温度と解きます。その心は「どちらも良い加減が大切です！」



**とれたて直送便**



医学のニュース（No.131の続き）

2013年にアメリカ精神医学会が作成する基準「DSM-5」、2022年にWHOが作成する基準「ICD-11」において、「発達障害」は「神経発達症」、広汎性発達障害／自閉性障害／アスペルガー障害は自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠陥多動性障害は注意欠如多動症（ADHD）、学習障害は限局性学習症（SLD）に名称が変更された。

「障害」は、不可逆的な状態（元に戻らない）をイメージさせる言葉である。診断名に「障害」とつくと、子どもや保護者に大きな衝撃を与えるため、医学的には「障害」の2文字が「症」と表記されるようになった。「障害」に対する偏見や差別の改善にもつながってほしい。